

■巻頭言……全国犯罪被害者支援フォーラム2024 開催にあたって	1~2
■特集……フォーラム2024&令和6年度秋期全国研修会	3~11
基調講演「男児・男性が性暴力にあった場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える」	3~4
被害者の声「性暴力被害の現状と回復への道のり」	5~6
パネルディスカッション「被害直後に声をあげやすくするために必要なこと」	6~7
犯罪被害者支援功労者表彰	8~9
令和6年度秋期全国研修会	10~11
■お知らせ・編集後記	12

### 巻頭言

## 全国犯罪被害者支援フォーラム 2024 開催にあたって



全国被害者支援ネットワーク  
副理事長 ● 三輪 佳久

### 第1 はじめに

かつての「コロナ騒動」の話も過去のものとなり、「正常な運営」があたり前となって、今年のフォーラムは従前どおりの形で行なわれ、現地参加者、YouTube参加者の合計459名となりました。

### 第2 フォーラムの内容について

今回のテーマは「男児・男性の性暴力被害」とされています。わざわざ「男児」という表現を入れたのは、特に子供(児童)に対する性暴力被害について、被害の深刻さ、被害者意識の希薄さ、救済の困難さが顕著であり、その対策に被害者支援の担当者は苦慮しているという現状を何とか打開したいという願いからです。

1 第1部の基調講演は、齋藤梓先生(上智大学総合人間科学部心理学准教授)による『男児・男性が性暴力にあった場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える』という、今回のテーマに対する正面から取り組んでいる専門家からの解説、提言でした。先生は、臨床心理士・公認心理師として東京医科歯科大学や民間の犯罪被害者支援団体にて、犯罪被害者・遺族の精神的ケア及びトラウマ焦点化認知行動療法に取り組んでこられました。そして現在は、大学でこれらの研究・教育に携わりながら、犯罪被害者支援の現場においても、民間犯罪被害者支援団体における活動を継続されているということです。

女性の性暴力被害の深刻さについては、最近ではいろいろな資料はあるが、男性については女性とは違うのではないかと捉えられないという雰囲気のみられているので、女性でも男性でも性暴力に直面すると、体が動かなくなる、麻痺する、冷た

い感じがすることは同じように発生するというのです。

そして、男性の性暴力被害の最大の問題は、被害を受けた本人が被害を訴え相談することの困難さ、即ち、被害の重大さの認識に欠け、躊躇せざるを得ない社会的偏見について、先生にその原因、克服について詳しく説明して頂きました。

私達も、「男性が性的暴行被害にあうはずがない」あるいは「弱音を吐くのは男性らしくない」「男性は女性よりも性的暴行の影響を受けにくい」等のさまざまな社会の偏見を、これから何とか正していくことで、男児・男性の性暴力被害への対応が正しい方向へ導かれることを願っています。

2 第2部の被害者の声については、一般社団法人Springスタッフの方から『性暴力被害の現状と回復への道のり』として、自ら受けた性暴力の被害及び回復の実態を話して頂きました。

まず、Springは日本で初めて法人化された性暴力被害当事者を中心とした団体で、その名称は性暴力を受けた人がフリーズ(凍りつき)から動き始め、人生の冬を過ごしているすべての人の心に「春“Spring”」がくるような願いを込めて設立されたとのことでした。

私達犯罪被害者支援に携わる担当者は、一つ一つの相談に対して考えながら経験を積み重ねて、その幅を広げてきましたが、本日の男性被害者の話された被害の甚大さとそれを背負って生きてきた苛酷さを知り、男性被害者に対して行うべき支援がまだまだたくさんあると認識した(遠藤えりな氏)という驚



きと自らの支援不足を知ったという思いでした。そして、講演者は夜も寝られず、学校にも行けなくなり、自殺企図に至るまで児童、少年時代を生きてきたという被害の重大さについて、それを訴える場所、安心して相談できる場所がないという、男性の性暴力被害について、社会で認知されている状況は、残念ながら現在でも続いているようです。

そして、講演者が回復の道を歩んだ第一歩は、男性被害者の「自助グループ」を見つけそれに参加し、同じ苦しい思いをした仲間がいて、自らこれまで苦しんできたことを話すことでやわらいだということでした。

このように、日本での男性被害者に対する現状は、特に被害が重大な影響を及ぼす年少者に対するものは、相談窓口の設置、心理的サポート体制の構築、関係機関の連携等は、まだまだ不十分という状況で、是非とも整備、充実させなければならないと思われる。

3 パネルディスカッションでは『被害直後に声をあげやすくするために必要なこと』として、パネリストとして勤務先の病院で犯罪被害者支援活動（「日赤なごやなごみ」）をされている山田浩史先生（日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院泌尿器科副部長）、日本初の男性専用相談を開設した濱田智崇先生（京都橘大学総合心理学部准教授）、モデレーターとして、弁護士として犯罪被害者支援活動を行っている熊谷明彦先生、そしてコーディネーターとしてひょうご被害者支援センター事務局長をされている遠藤えりな氏がそれぞれの立場で活発に議論されました。

これまで性犯罪被害者支援の現場では、被害者は女性であると思い込んでしまい、刑法177条（改正前）で強姦の被害者は「女子」と限定されていたのです。それが某プロダクション事件で、ようやく男性に対する性暴力事件が認識されるようになってきたのです。

山田先生の「日赤なごやなごみ」では、男性被害者

の来所は依然としてむずかしい状況で、来所する方は未成年者が多数を占めているとのことで、それらの加害者は、ほとんどが上司、年長の家族、学校先生等の地位の高い者が上下関係による加害行為で、そのような中で、被害を訴えること自体が組織の中での地位を危うくしてしまい、弱者としてみずみず孤立するという立場になってしまうというのです。

次に、濱田先生は、心理師としての立場から被害当事者の思考方法を分析して説明されました。男性被害者は、自責の感情、自分が悪いんだという罪悪感が非常に強く、それが加害者からの支配、コントロールの道具になっているというのです。そして日本社会の特殊性として「男たるものかくあるべし」という男性優位社会の考え方が社会一般に広く認識されているため、「弱みを見せられない」「我慢してだまっていればいい」となってしまう、このように男性被害者には罪悪感、孤立感が強く、名誉、プライドを気にかける男性被害者が被害者支援からはずれてしまうという方向に行ってしまうのではないかとこののです。

社会の雰囲気は男性でも気にせず相談できる、となればいいのでしょうか。

### 第3 最後に

以上の通り、「男児・男性の性暴力被害」という今日フォーラムの講演者の話された各テーマは実に充実した内容で、犯罪被害者支援を担当する者に対して、今まで行ってきた被害者支援のための活動で、気づかないもの、忘れていたものがこれほどたくさんあるのだと認識させてくれた非常に有意義なフォーラムでした。会場参加者アンケートでも「今まで受けたことのない内容の講演」という感想がありました。これらの点は支援に携わる私達に与えられた宿題として、パネルディスカッションの最後のまとめで、モデレーター熊谷先生の「何年か後に同じテーマで第2回をやって、どれだけ変わったかをみんなで語り合えばいいかなと思う」という発言を是非とも皆なで実行していこうではありませんか。

特集

# 全国犯罪被害者支援フォーラム2024 報告

10月18日(金)に、「全国犯罪被害者支援フォーラム2024」(全国被害者支援ネットワーク・日本被害者学会・犯罪被害者支援基金・警察庁共催)を開催。29回目のテーマは「男児・男性の性暴力被害」とし、基調講演、犯罪被害者の方のご講演、被害直後に声をあげやすくするために必要なことについて議論したパネルディスカッションの構成で実施した。当日は、ホール内参加者の方及び YouTube 限定配信視聴の方、あわせて約460名の方にご参加をいただいた。

## 「男児・男性の性暴力被害」

日 時: 2024年10月18日(金) 13:00~17:10

会 場: イイノホール

主 催: 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 日本被害者学会  
公益財団法人犯罪被害者支援基金 警察庁

後 援: 内閣府男女共同参画局 こども家庭庁 総務省 法務省 文部科学省  
厚生労働省 国土交通省 公益財団法人日本財団 日本弁護士連合会  
一般財団法人ひまわり基金 公益財団法人日工組社会安全研究財団  
日本司法支援センター(法テラス) 一般社団法人日本臨床心理士会  
(フォーラム及び研修会は一般財団法人ひまわり基金の助成事業により執行しています)



椎橋理事長  
(ネットワーク)



田村専務理事  
(犯救基金)

## 全国犯罪被害者支援フォーラム2024 プログラム

### 「男児・男性の性暴力被害」

開会挨拶	全国被害者支援ネットワーク理事長 椎橋隆幸
来賓挨拶	国家公安委員会委員 横畠裕介氏 日本弁護士連合会副会長 三浦亜紀氏
基調講演	男児・男性が性暴力にあった場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える 上智大学 総合人間科学部 心理学科 准教授 齋藤 梓氏
被害者の声	性暴力被害の現状と回復への道 一般社団法人 Spring スタッフの方
パネル ディスカッション	被害直後に声をあげやすくするために必要なこと モデレーター: 桜みらい法律事務所弁護士・全国被害者支援ネットワーク副理事長 熊谷明彦氏 パネリスト: 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院泌尿器科副部長 性暴力救援センター日赤なごやなごみ 副センター長 山田浩史氏 京都橘大学 総合心理学部 准教授・カウンセリングオフィス天満橋代表 濱田智崇氏 コーディネーター: ひょうご被害者支援センター事務局長・NNVS 認定コーディネーター 遠藤えりな氏
閉会挨拶	犯罪被害者支援基金専務理事 田村正博

### 基調講演

## 男児・男性が性暴力にあった場合の相談を妨げる心理社会的課題を考える

齋藤 梓氏 (上智大学総合人間科学部准教授)

ご紹介ありがとうございます。これから被害者の方の話やパネルディスカッションもありますので、準備運動としてお聞きいただければと思います。

最初に、被害者支援センターの皆さまからいただいたアンケート結果を紹介します。18のセンターからの回答ですが、2023年の男児・男性の性暴力被害に関する相談は、平均で42.17件でした。ただ、センターによって0件から100件超まで大きな差があります。

多くのセンターが相談の増加傾向を感じています。支援する上の困難として、男性の相談員が少ないことを挙

げています。行政サービスに性別差があり、女性被害者の婦人科受診には助成しているのに、男性被害者の泌尿器科、肛門科の受診には助成がないという問題。「どのような言葉が二次被害になるのか不安」「紹介できる医療機関が少ない」「電話相談から次のステップにつながりにくい」といった声も寄せられました。長年女性相談に関与してきた方々の中には、男性からの電話相談に抵抗感を持つ場合もあるといい、研修の充実が必要と感じました。相談を受ける際の工夫として「支援者の性別の希望を確認する」というのもありました。また、

女性を連想させるピンク色のリーフレットを修正したり、対応を見直したりしています。ただ、研修の不足とか、自治体や医療機関が男性相談を想定していない、相談員の性別を選べないなど、問題はさまざまです。

ここからは共通理解として「性暴力はなぜ『暴力』なのか」について話していきます。私は心理職として心理の境界線という概念で考えます。境界線は、自分が安心と感じる領域を守る線です。例えば「シャープペンシルを貸して」と言って、「いいよ」と言われて借りるのが普通です。貸すか貸さないかは持ち主が決めていい。性にも境界線があって、いつ、誰と、どんな性的行為をするか、自分で決めていいはず。自分の意志や感情がないがしろにされると、安心や安全が脅かされるということです。

子どもの頃から性の境界線が侵害されていると感じています。スカートめくりやズボンおろしを多くの人が覚えています。それで傷ついても、「気にしないで」「いたずらだよ」と言われる。そうすると自分の体は大事にされていない、体の決定権は自分にはないと感じ、自分の性的な境界線を決めるのが難しくなっていく。そういう社会ではないかと。

男性被害者の望まない性的経験に関する研究を昨年発表しました。そこで語られたのは、加害男性から「遊び」と見なされ、弱い男性だからと力の差を利用されたと感じていることです。

男性が望まない性的経験をすると、それを被害と捉えられない現状があります。背景に、被害に遭うなんて男性らしくない、男性は性行為を望んでいるといったジェンダー規範があるんじゃないか。女性が、部活の顧問とか地位の高い加害者に逆らえないで被害に遭うというプロセスが、男性にも存在すると思います。昨今、性的手なずけや性的グルーミング(懐柔)が言われています。海外の調査ですが、子どもの被害者の半数以上が性的手なずけを受けています。加害者は組織やコミュニティの中で信頼されて子どもに近づくことができ、被害に遭った子どもは「変だな」「嫌だな」と思っても人に言いにくいのです。

脅威にさらされた時、頭が真っ白になり、凍りつく。強直性不動反応という状態で、ジェンダーを問わず男性

にも起きることを知っておく必要があります。意識はあるけど体が動かない。こうした経験は統計上、女性と男性に有意な差はないのです。よりひどい暴力にあわないよう従順に見せることもあります。内閣府が若年層にアンケートしたところ、男性も被害に遭っていて、他の調査を見ても男性被害者が一定程度存在しています。しかし、「性暴力は女性が受けるもの」「みっともなく相談できなかった」と話しています。被害の際、男性は身体的な反応がわかりやすいので、すごく混乱する。「自分がおかしいと思われるのでは」「誰にも言えない」と思い、孤立することが指摘されています。

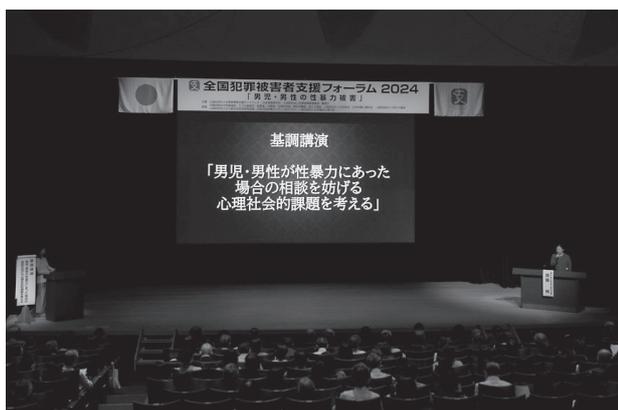
女性だと「きょう痴漢にあったね」「私もある」と友達同士で話すこともありますが、男性は話せない、話しても共感が得られない。社会に誤ったジェンダー規範や性暴力への認識があるのだと思います。「男性なら抵抗できたはず」「性的に興奮していたはず」と非難され、加害者を免責し事件を過小評価することがあります。誤ったジェンダー規範は個人にも存在しています。男性自身が性暴力被害に気づくのが難しく、自分を守るために被害を否認する。性暴力被害の調査を呼びかけると男性の回答率はすごく低い。犯罪被害相談員の支援でも「自分は大丈夫」という男性が結構います。

男性被害者のトラウマ反応は強いという研究があります。被害少年に自殺願望や自傷行為、衝動性、絶望、孤独、うつ、羞恥心などが見られました。また、性的機能不全やフラッシュバックだけでなく、男性としての自己イメージが損なわれ、他の人と性的関係が結べないということも語られます。

サポートに向けて何が必要か。報告書やレポートなどで指摘されているように、男性が性被害を受けるのは珍しくないと認識すること。個人個人が誤ったジェンダー規範に気をつけ、安心安全な配慮が大事です。被害者がグループをつくり相互理解を得るとか、相談しやすいように匿名チャットなど文字でつながるとかもいい。男性の被害相談を受けることを明記し、そのために研修する。トラウマについての知識を持った対応を、被害者支援センターだけでなく警察、検察、裁判所、学校、医療機関に行き届くことが必要です。男性の性的被害を前提にしたシステムをつくるとか、誤ったジェンダー規範を緩めるとか。こうした問題をいろんな角度から考えていただけるといいなと思います。



齋藤 梓氏



被害者の声

## 性暴力被害の現状と回復への道のり



Spring は、日本で初めて法人化された性暴力被害当事者を中心とした団体で、性被害の実態に見合った刑法性犯罪規定となるよう、被害当事者が自らの体験を伝え、政策を提言していく活動を行っております。私は被害当事者として2018年からSpringのメンバーとなり、キャンペーンやロビイングなどの活動をしています。

では、男児・男性の性暴力被害の実態ですが、Springは2020年に性被害の調査アンケートを行い5,899件の回答を得ました。被害者が「性別・性自認」を「男性」と回答したのは65件、全体の約1%でした。これは「男性の被害も積極的に答えてほしい」と広報しなかったためと推察されます。男性の被害は「挿入を伴う」が18件、「体に触れる」が33件。「加害者の性器などを触らせられた」「加害者に服を無理やり脱がされた／脱がさせられた」などがあり、「撮影による被害」は3件でした。

回答した男性の割合はNHKのアンケート結果と同様で、数字に現れない暗数が非常に多いと指摘されています。これは、2017年までは男性が性犯罪の被害者と見なされない法制度だったこと、本人も周りも被害と認識できなかったことが挙げられています。

それでは、私自身の被害体験と回復への道のりをお話します。私は小学生3、4年の頃に顔なじみの年上の異性から被害にあいました。小さな頃から時々遊んでもらう関係で、自宅や相手の家で計3回別の日にありました。最初の被害は、話しているうちに相手が服を脱ぎ、「これをするのは、あなたを注意するため」と言われました。何が起きているのか全くわからない状態で、うつむいて体が固まり、言われるがまま従う状態でした。

2回目、3回目も呼び出され、「前と同じような怖いことがあるんじゃないか」と不安でしたが、逆らえない、嫌だけど断れない。前よりも行為がエスカレートしていき、「誰にも言っちゃダメ」と言われ、家族にも誰にも言えず黙って何もなかったように過ごしました。

これは言っちゃいけないことなんだろうという気持ちがあり、誰にも言わないでいました。夜は眠れず、学校で授業中に寝てしまうことがよくありました。ただ、完

一般社団法人 Spring スタッフの方

全に寝てしまうわけではなく、神経は高ぶっていて机に突っ伏していました。周りの友達が起こそうとしても起きない感じになり、友達にイスを蹴られて床に転がっても起きない。体育の授業中に校庭でしゃがんだまま動かなくなり、先生におんぶされて保健室に連れていかれることもよくありました。先生たちは「この子はどうしたんだろう」と思っていたでしょうが、原因がわからない。恐らく、家族にも学校側から伝わっていたと思いますが、家族と話し合うことはありませんでした。周りから「どうしたの?」と声をかけられても、恐らく性被害のことは言わなかったと思います。

中学2年生頃から学校に行けなくなりました。その時は性被害が関係しているとわからず、なぜ自分が休んでいるのか、行けないのか、自分自身もわからなかったです。成長するにつれて、死にたいという気持ちがたびたび襲ってきました。死ねないかと絶食を試みたりもしました。大学生になったぐらいから、遺書を書いたり、自殺企図をしたり。いないほうがいいんじゃないかという思いがずっとありました。

自己肯定感がないという思いがあって、そのためか、何か人の役に立つことをしようと高校や大学時代にボランティア活動に参加するようになりました。活動を通じて知り合った女性と話せるようになり、ある日、性虐待の被害を打ち明けられました。いろいろと聞いていくうちに、もしかして自分も同じ被害だったのではないかと感じました。その人から紹介された本を読み、いろいろと調べていくと、自分の身に起きたことは性虐待で、自分の苦しみの原因が見えてきました。本を読んでいったことで、性被害に寄り添ってくれる人がいることを知り、自分は一人じゃないんだと思えるようになりました。

それでも不安定な状態は続いていて、急に引きこもる、死にたいと悩んでしまうこともありました。そこで相談する気持ちになり、初めて大学のカウンセラーに「自分は性虐待にあったんじゃないかと思う」と話しました。しかし、ただ傾聴するという感じで、精神科に行っても薬を出されるだけで、中断したという形でした。

親に思い切って話すと言っていました。とても受け止められなかったと思います。「そういうことは忘れたほうがいい」と言われ、話は終わりました。信頼している男性に話しましたが、「それはうらやましいな」と言われ、これ以上は話せない。性被害の話は受け止めるのが難しい、わかってもらうのは難しいものなんだと感じました。

初めて性被害を詳しく話せたのは、男性の性被害者の自助グループを見つけて参加したときでした。解決する方法を見つけなきゃと、いろいろ調べたら、一つだけ

首都圏にありました。ずっと抱えていた不安や焦燥感、自分を責める気持ちを話した後、心に平和というか、平穩というか、すごく落ち着くような感覚を持ったのを覚えています。男性の性被害が社会に認知されない中で、その自助グループには、被害にあっても話せない、話したならばかにされる、そうした苦しい思いをしてきた仲間がいる。自分一人じゃないし、わかってくれる人がいるという気持ちがありました。回復に向けて頑張っている人がいることを知ったのは、とても大きかったです。

トラウマを抱える人を支援する道を進もうと、精神保健福祉学とか心理学を学びました。それが自分の不安定さの対処方法を身につけ、コントロールできるようになっていくうえで大きな力になりました。トラウマ治療のワークショップやセミナーに参加し、セラピーを通じて、ようやく症状が少しずつ治まってきました。#MeToo運動では、勇気を出して声をあげ、社会を変えようとしている人たちの存在を知りました。

Spring と出会い、政治や社会に働きかけて加害者が正当に裁かれる刑法にしよう、被害は被害としてちゃんと認められるようにしよう、という活動を知りました。なんて力強いグループかと思い、希望と光を見つけてイベントに参加し、スタッフに応募しました。温かく受け入れてもらい、すごく感謝しています。Spring の活動で特に印象に残っているのは、国会議員連盟の会合で、初めて性被害を受けたことを話したときです。自分の声が政治に届き、大事に扱ってもらえている、そんな思いが得られました。

昨年、性交同意の有無を中核的要件とする改正刑法が実現しました。現在は残った課題の解決と、さらに被害者支援や医療機関の治療が整備された社会になるよう取り組みを進めています。そういった活動自体が私自身の支え、回復の力になっています。

さて、事前に質問をいただいていた、支援者側に求められる姿勢とは何か、というのがありました。一つは二次被害を起こさないこと。二つ目は当事者の心理状況を学んで深く理解したうえで声かけをしてほしいということ。あと、トラウマ&バイオレンス・インフォームドケア。

トラウマは個人の心の問題ではなく、構造的・社会的状況によって発生し維持されているという視点から、何も手が打たれずに続いているコミュニティの状態、社会の状態を構造から転換していくことで、重要なアプローチだと思います。

子どもたちが相談できる環境づくりについての質問ですが、一つは信頼できる大人の存在。二つ目は生命の安全教育、包括的性教育と啓発です。三つ目、四つ目は、相談窓口や心理的サポート体制がすべての自治体に整えられること。五つ目は家族や学校、地域社会を含めた周囲の理解と連携です。六つ目は、相談した後にどうなるかがわかっていることです。ここがわからずに不安で、相談できない被害者はとても多いと思います。海外には、24時間体制で子どもも家族も相談できるホットライン、専門的なカウンセリング、学校や地域と連携した教育プログラム、性虐待に対する警察、福祉、医療、心理など専門家の一体的対応などの取り組みがあります。

日本では、NPO 法人「CAP センター JAPAN」が子どもへの暴力防止を目的としたプログラムやワークショップを地域や学校向けに行っています。NPO 法人「チャイルドファーストジャパン(CFJ)」は司法面接と体の診察、心のケアを一つの場所でしていますが、全国で1カ所のみ。こういった場所がすべての自治体に設置されて、包括的な連携を図っていただきたいと思います。

最後に、まだ支援体制のマンパワーにばらつきがあり、急性期の対応しかできないことが多いです。私のように子どものときの性被害でフラッシュバックして相談しても、話を聞くしかできない、支援できないということで、本当に苦しい状況だと思います。なので、中長期の被害者も支援できる体制をつくっていただきたい。何十年も前の性被害でも、今も毎日のようにさまざまな症状に耐え、苦しみを強いられている方が目の前に本当に多くいらっしゃいます。そうした苦しみを軽減したい。被害者のケアがされず、加害者も処罰されずに放置されている理不尽な状況です。被害当事者を励ましてくれる支援者、Spring で出会った仲間たちが、私が活動を続けている原動力になっています。

## パネルディスカッション

# 被害直後に声をあげやすくするために必要なこと

パネリスト	山田 浩史氏	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院泌尿器科副部長 性暴力救援センター日赤なごやなごみ副センター長
	濱田 智崇氏	京都橘大学総合心理学部准教授 カウンセリングオフィス天満橋代表
モデレーター	熊谷 明彦氏	桜みらい法律事務所弁護士 全国被害者支援ネットワーク副理事長
コーディネーター	遠藤えりな氏	ひょうご被害者支援センター事務局長 NNVS 認定コーディネーター

性犯罪の被害者は女性と思われがちですが、昨年大きく報道された芸能事務所の性虐待事件で、多くの若

い男性たちが性被害を受けていたことが明るみに出ました。男性は心身に傷を負い、悩みを深めても相談を

ためらう傾向があるといいます。パネルディスカッションでは、男性被害の実態を踏まえて、男性が声を上げやすくする手立てや、これまで経験の少なかった支援のこれからを考えました。

名古屋市の性暴力救援センターで活動する医師の山田浩史氏は、2017年の刑法改正で男性が性被害の対象になるのを機に、活動に関わり始めた経緯を説明。昨年の芸能事務所の事件で電話相談が非常に増えたといいます。それでも面談した被害者のうち男性は16.8%にとどまり、女性に比べてかなり少ない。「男性が来所するには敷居が高い」と現状を述べました。男性被害者のほぼ60%が未成年です。顔見知りからの加害が大半、近親者からが3分の1を占め、家庭や学校など社会生活の中での被害が多い。加害の親や指導者とは力の上下関係があり潜在化しやすい、と報告しました。

心理士の濱田氏からは、29年続けている男性相談を通じて、男性に関する規範、価値観が「被害に向き合いにくくしている」と指摘しました。社会に広がる「強い男性」観を背景に、被害者でありながら自責や「恥ずかしい」という感情を持ってしまう。周りが知れば「男性なら被害を防げたはず」という目で見て、自身も被害を過小評価しようとする。加えて、男性の耐える姿勢や自己犠牲が、学校で隠れたカリキュラムとして教えられ、被害を主張しにくい心理を作ってしまうと濱田氏は問題提起します。

「なかなか声を上げられない男性の相談を最初にキャッチできること」の重要性を両氏の話から、被害者支援センターの遠藤氏は受け止めたと話しました。その上で、支援センターでは女性の性被害相談が多く、「男性の相談だと身構えてしまう」と率直に話したことから、相談者側のあり方に議論が広がりました。

山田氏は「加害者は男性が多いので男性自体に恐怖を感じる方も多々いる」と経験を述べました。葛藤の末に勇気を出しての相談であり、「温かい気持ちで迎え入れてあげるのが非常に大事」「うちは男性相談員がいながらダメと思わないで」と助言しました。相談経験豊富な濱田氏は「相談員が女性であっても、ビビらないでいただきたい」と強く求めました。男性からの被害相談が全

て理解できなくても「そういうことがあるんだろうな」と尊重することが大切で、「覚悟を持って受け止めて」と話しました。

そもそも男性は相談しないことが多いことから、間口が広く、ハードルが低い相談窓口を増やす必要性も指摘されました。二次被害を起こさないよう、相談で押し付けたり、否定したり、励ましたりしない、のは男女とも同じ。ただ、男性は女性以上に名誉を気にしがちで、怒られるとか笑われることに敏感との指摘があり、配慮を加えることも必要とされました。

男性の性被害は、相談までに長い苦しみや被害の影響があり、現実的な解決が難しいケースも。濱田氏は「抱え続けるのも大事な相談スキル」と息の長い支援が重要といいます。熊谷氏からは立証が難しい刑事事件は長期化し、被害者が自責から他責へ転換することも踏まえ、「支援の仕方も変わってくるのでは」「支援者が試行錯誤していかななくては」と話しました。

相談から医療にどうつなげるのかも議論されました。山田氏は「正直なところ、医療者の性被害に対する姿勢は全国で均一になっていない」と残念がりました。そこで「協力してくれそうな医師とネットワークを事前に作っておく必要がある」と提案しました。地域で性感染症の診察ができる機関や心理士、精神科医師らと、どうつなげればいいのか回数を重ねて話していくことだと言います。熊谷氏は、各地の支援センターでまず相談してもらい、心理士や精神科医を紹介することで、二次被害を避けられると言います。

医療や心理士の育成に性暴力やジェンダーの視点が欠けているなどの課題が指摘されましたが、一方で山田氏は「地域でチームを組んで活動を継続し、少しでも広がっていくといい」と期待を示しました。熊谷氏は「被害者支援をオールマイティにできる人は世の中におりません」と述べ、医療や心理、法律、経済各面の支援に専門家が力を合わせるのが基本と強調しました。遠藤氏は「それぞれ地元に戻って、できるところからやらなければ」と、会場に集まった全国の相談員らに語りかけました。



熊谷明彦氏



遠藤えりな氏



山田浩史氏



濱田智崇氏

## 犯罪被害者支援功労者表彰

### 犯罪被害者支援功労者表彰 特別栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった犯罪被害相談員に授与。

- ❁ 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 藤田きよ子さん
- ❁ 公益社団法人被害者支援都民センター 阿久津照美さん
- ❁ 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター 鈴木博子さん

### 犯罪被害者支援功労者表彰 栄誉章

早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、顕著な功労があった犯罪被害相談員等に授与。

- ❁ 公益社団法人みやぎ被害者支援センター 大嶋静江さん
- ❁ 公益社団法人神奈川被害者支援センター 松永知子さん
- ❁ 公益社団法人神奈川被害者支援センター 川嶋京子さん
- ❁ 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 山田修康さん
- ❁ 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 堀内美加代さん
- ❁ 公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター 松村裕美さん
- ❁ 公益社団法人福井被害者支援センター 宮地美貴子さん
- ❁ 認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター 塩見直子さん
- ❁ 公益社団法人紀の国被害者支援センター 渡辺友子さん
- ❁ 認定NPO法人こうち被害者支援センター 光本朱實さん

### 犯罪被害者支援功労団体表彰

早期援助団体として長年にわたり犯罪被害者支援活動に尽力し、特に顕著な功労があった団体に、授与。

- ❁ 公益社団法人被害者支援センターやまなしさん
- ❁ 公益社団法人とっとり被害者支援センターさん
- ❁ 公益社団法人かがわ被害者支援センターさん

### 犯罪被害者支援功労職員表彰

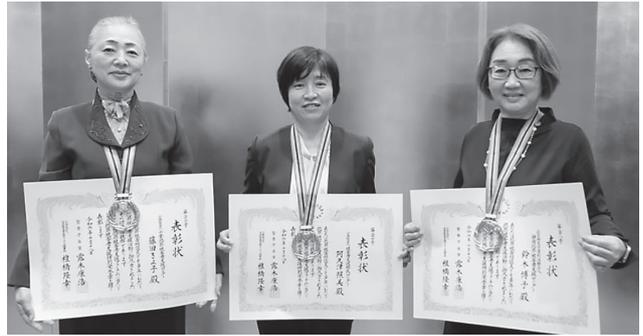
早期援助団体において多年にわたり犯罪被害者支援活動の維持、発展に尽力し顕著な功労があった職員に、授与。

- ❁ 公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 山本三知代さん
- ❁ 公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター 井上百合さん
- ❁ 公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター 矢口睦美さん

### 感謝状贈呈

全国の支援センター、または全国被害者支援ネットワークの犯罪被害者支援活動等に関し、多大な協力や支援をいただいている方に贈呈。

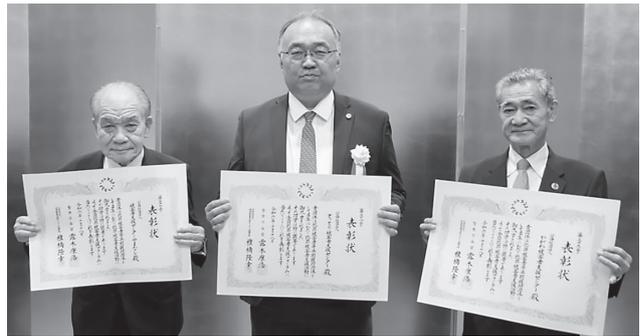
- ❁ 北海道 株式会社マテック代表取締役 杉山博康さん
- ❁ 千葉県 一般財団法人千葉県自動車練習所代表理事 山崎賢二さん
- ❁ 東京都 昭島ガス株式会社代表取締役社長 平畑文興さん
- ❁ 東京都 巢鴨信用金庫理事長 二瓶克博さん
- ❁ 東京都 医療法人社団等々力内科クリニック理事長 工富知子さん 竹内 進さん
- ❁ 静岡県 後藤千代子さん
- ❁ 神奈川県 田中靖子さん



特別栄誉章(左から 藤田さん、阿久津さん、鈴木さん)



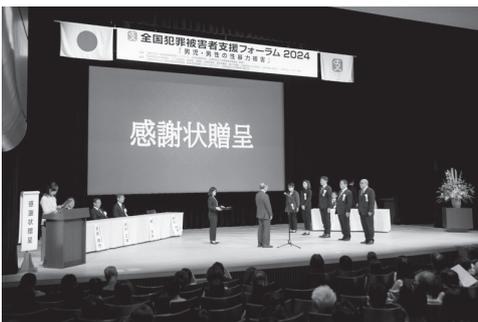
栄誉章(左から 大嶋さん、松永さん、山田さん、堀内さん、宮地さん、渡辺さん)※川嶋さん、松村さん、塩見さん、光本さんはご欠席



功労団体表彰(左から やまなし、とっとり、かがわ)



功労職員表彰(山本さん、井上さん)※矢口さんはご欠席



感謝状贈呈(左から 千葉県自動車練習所さん、昭島ガスさん、巢鴨信用金庫さん、等々力内科クリニックさん、後藤さん)※マテックさん、田中さんはご欠席

## 令和6年度 秋期全国研修会



全国被害者支援ネットワーク専務理事 奥山 栄一

秋期全国研修会は10月19日(土)、20日(日)の2日間、東京都港区の機械振興会館において開催(全国被害者支援ネットワーク・警察庁共催)した。

分科会及び全体会の参加者は334名で、多くの方に参加をいただいた。講師の先生、関係者の皆様、そして、ご参加いただいた関係機関、関係団体の皆様に心から御礼を申し上げます。分科会は、対面方式、またはオンライン方式で行った。

演 題	概 要
被害者支援における心理教育	心理教育は、被害者等に一方的にトラウマ反応を伝える・教育することではない。その身に生じているトラウマ反応に気づいてもらうことなどである。本研修で主に心理教育について考える。
思春期の子どもたちはどのように生きているのか ～保健室での子どもたちとのかかわりから～	29年間の養護教諭として出会ってきた子どもたちの姿を通し、思春期にある子どもたちがどのように生きているのかについて取り上げる。
司法面接の視点をふまえた被害者支援	司法面接の意義の理解と、基本的な技能を学ぶ。
関係機関との連携(自治体との連携)	兵庫県明石市の条例制定後の犯罪被害者支援の活動状況と課題について報告し、関係機関との連携・調整について考える。
外国人被害者支援の実際と課題	外国人被害者の現況と被害者支援の実際について情報共有し、外国人被害者の通訳者の必要性和重要性を考える。
被害者遺族への支援を考える	遺族への支援は包括的に考える必要がある。特に道具的サポートや情動的サポートはレジリエンスを引き出す支援である。この研修では、遺族の包括的支援について考える。
心理的支援専門職実務研修(1)(2)	相談員からの情報提供を受けた上での初回面接・アセスメント、心理教育について学ぶ。
被害者電話相談の基本(対応困難例を含む)	1本の電話を通して、被害者等との信頼関係を築き、情報提供、面接相談や直接的支援へ繋げるスキルが必要である。講義とロールプレイを通し、参加者それぞれの感想等を共有する。
面接相談	面接相談には被害者等の状況を把握し、支援メニューを提案し、相談者の自己決定を尊重した上で直接的支援に繋げる目的がある。本研修では面接相談の進め方や留意点について学ぶ。
関係機関との連携(少年事件に伴う支援)	犯罪被害者等支援はさまざまな関係機関・団体との連携が不可欠である。少年事件被害者の支援について留意点を学ぶ。
直接的支援の実際	付添支援を行うに際しての直接支援員の心構えや留意点について再確認し、さらに具体的な場面における対応や留意点について理解を深める。
学校で性暴力被害がおこったら	もっとも学校側が苦慮する「性被害/加害の両児童生徒が同じ学校に在籍し、学校の管理下でおこった場合の対応」について、初動のポイントや他機関との連携について学ぶ。
オンライン相談による性暴力被害者支援	インターネット上の書き込みや、相談事例(架空事例)を検証しながら、オンライン相談の強みを活かして被害を被害としてとらえることを拡散し、性暴力被害者の支援強化に繋げていく方法を考える。

## 全体会(20日午前)

ネットワーク副理事長熊谷明彦から開会のご挨拶を申し上げたのち、岩室紳也先生(ヘルスプロモーション推進センター代表)、高岸幸弘先生(熊本大学大学院人文社会科学部准教授)による、「男児・男性の性暴力被害について」の対談を行った。

岩室先生は泌尿器科の医師であるが、自身の経験から男性の性被害にかかわるようになったと経歴を紹介いただいた。高岸先生からは、研究テーマが男児・男性の性被害と加害者の回復支援であり、前職では児童福祉施設の現場に携わったと紹介があった。

お二人のお話を伺い、「正解依存症」「神話は誤った情報であり、聞いたときにおかしいと気づく。支援者と当事者が信じることの弊害が深刻である。」「神話を信じるのが正解依存症であり、神話に学ぶことが大切である。」「経験がない方は相談を受けて悩むのは当然である。独り言にならないように、お互いの距離感を確かめてから。」と多くの示唆をいただいた。性がタブー視されている日本文化の中で苦勞されたご経験と豊富な知見により、男児・男性の性被害を巡る課題が浮き彫りになったと感じた。

続いて、表彰式が行われ、犯罪被害者支援活動にご尽力された相談員、直接支援員等10名の方に栄誉章を、全国被害者支援ネットワークまたは被害者支援センターにおいて、犯罪被害者支援活動の維持、発展に功労があった職員3名の方に犯罪被害者支援功労職員表彰が椎橋理事長より授与された。最後に、全国被害者支援ネットワーク理事長椎橋隆幸より、閉会のご挨拶を申し上げ、全体会を終了した。

## 秋期全国研修会 参加者アンケート(抜粋)

### A-1 「被害者支援における心理教育」

- リーフレットを活用してのロールプレイを初めて行った。対面しての導入にとってもよいツールであると同時にいかに自分のものとして消化して取り入れていくかが大切であり、何より信頼関係を築くことが大事であることを学ぶことができた。

### A-2 「思春期の子どもたちはどのように生きているのか～保健室での子どもたちとのかかわりから～」

- じっくりと向きあひまずは話を聴くという姿勢は相談と同じだと感じました。様々な環境の子どもに接し、特に思春期の子どもは「同世代から否定されることは何よりも耐え難いこと」このことを大切にしておかかわっていくことが重要だとおっしゃったのが心に残りました。

### A-3 「司法面接の視点をふまえた被害者支援」

- 司法面接の経験はありませんが、「正確に客観的に公平に」「自発的に話してもらおう」など、電話による相談や面談にも生かせる勉強をさせていただきました。オープン質問をしなればと心がけているのに、ついクローズの質問をしてしまい、日々反省していましたが、たくさんの情報を得るためにも、誘導を避けるためにもオープン質問でなければいけないのだと学ぶことができました。

### A-4 「関係機関との連携(自治体との連携)」

- 明石市の自治体における被害者支援と関係機関の連携が理想的であり、大変刺激を受けました。窓口の担当者がかかわっても支援の質がおちないために、条例の制定が必要であり、市町村にむけての条例制定の充実を図るよう、広報啓発のつみかさね、日々の取りくみの中で意識改革を地道にやっていくようにすることを学びました。

### A-5/A-8 「外国人被害者支援の実際と課題」

- 国際交流協会からの参加だが、他県の相談対応範囲なども知ることができ被害者相談以外の面でも参考になる部分が多かった。私自身はまだ相談業務に携わって間もない身だが、研修の中で繰り返されていた「励ましの言葉が二次被害となりうる」「外国人が大切にしている文化・習慣に寄り添う」「自身の低下に配慮し、情報を出す量とタイミングに気を付ける」ということに留意して今後の業務に当たりたいと思った。

### A-6/A-9 「被害者遺族への支援を考える」

- 悲嘆について一人ひとり個性があり誰の悲嘆とも似ていないことや、遺族会の大切さがわかりました。被害者によっては、遺族会で自分が考えもしていなかった気持ちを知ることによって辛くなり溢れ出てしまう感情をどうしたら良いかわからない方もいらっしゃると思います。そのプロセスが大事であり生きていく意味を見出す場として提供できる場が大切だということがわかりました。

### A-7 「心理的支援専門職実務研修(1)」

- 基本を講義で触れ、ロールプレイで実演することで、より体感的に理解することができました。なんとなくやってしまっ

ている点を言語化されることで自身の対応の点検にもなったように思います。

### B-1 「被害者電話相談の基本(対応困難例を含む)」

- 基本に立ち返り、新鮮な気持ちでロールプレイに臨みました。困難事例の振り返りでは、センターごとの対応が紹介され、とても参考になりました。自センターに持ち帰り検討します。

### B-2 「面接相談」

- 観察者、支援者、被害者と参加者が役をすることにより、それぞれの立場となり、客観的にとらえることができ、学びになりました。被害者の気持ちを感じながら面談をすすめていくことが難しいと感じました。言葉として、あいづちとして、静かに受け取る事、その場面でお話をききながら、被害者の方に大事な面談となるよう努めました。

### B-3 「関係機関との連携(少年事件に伴う支援)」

- 他県との違いにおどろきました。条例の有無によってできる支援が違うため、条例が広く早く作られることを望みます。

### B-4 「直接的支援の実際」

- 講義で直接的支援の基本を再確認できました。グループワークで、それぞれが普段抱えている問題意識の共有や、それぞれの所属先による違いを話し合うことができました。さらにロールプレイでは、「裁判の付添支援」をテーマに3つのグループに分かれ、それぞれのグループが違った3場面のロールプレイをするというとても充実した内容でした。

### B-5・B-8 「学校で性暴力被害がおこったら」

- 学校での被害が最近とても多くなっていることを実感しています。こうした場合の対応はとても難しく、被害者や被害者の親族が傷つくことへの対応をはじめ、事件化することへの難しさも強く感じています。今回研修に参加し多くのことを学ぶことができ、今後の対応に生かしていきたいと思えます。

### B-6・B-9 「オンライン相談による性暴力被害者支援」

- 何が性被害なのか、というお話から、実際のオンライン相談の技術的な面まで、幅広くお話いただき、大変勉強になった。被害を被害と思えないという状態の方々はどう支援の手を差し伸べるか、非常に難しい問題ながら、最も重要な問題であると感じました。

### B-7 「心理的支援専門職実務研修(2)」

- アセスメントと心理的支援計画のロープレ動画が具体的にわかりやすくとても勉強になった。事例検討はすごく勉強になった。

### 全体会

- 男性被害者相談について…理解するより知る、慣れることで適切に対応できるご助言をいただき、特別な事だと考えず、正解依存症にならない、多様な思いにより添っていきたいと思いました。絆の意味についても知り本当によかったです。
- 要所要所に心につき刺さるものがありました。男性被害にとどまらず、他の被害者支援においても同じことが言える内容でした。「人とのつながり」「対話」を重視して活動していきたいと思いました。

## お知らせ

### ◆ 旭日双光章を受章されました

公益社団法人広島被害者支援センター山本一隆理事長が旭日双光章を受章されました。誠におめでたく、心よりお祝い申し上げます。



### ◆ 犯罪被害者支援アプリ「こころちゃん」についてのお知らせ

2018年リリースのアプリ「こころちゃん」は、2023年のAndroid、iOSのバージョンアップに対応するためのアップデートを最後とし、今後アップデートは行いません。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解のほど、宜しくお願いいたします。

### ◆ 未成年向けサイト「こんなとき、どうする？ つながるサイト」オープンしました。



このサイトは中高生を主な対象とし、犯罪被害について知ってもらい、相談先、相談先の対応、相談対応者について広報することで、相談することのハードルを少しでも下げることができればという目的で作成しました。また、ふりがなをふり、マンガやクイズを用いて、小学生や未就学児のみなさんでも保護者の方と一緒に閲覧できるようにしました。



リンクをご希望の場合、バナーを配布しておりますので、ネットワーク事務局まで電話、またはネットワークHPお問い合わせフォームからお問い合わせください。

ネットワーク事務局 平日10時～16時 03-3811-8315（年内は27日まで、年始は6日より）



## 編集後記

次回発行予定日 2025年3月  
● 特集 ●  
犯罪被害者等支援実務者会議

■ 今号は全国フォーラム&全国研修会を特集しました。毎年、被害者支援にかかわる皆様が「参加しよう」と思っていただけるようなテーマ設定を行っております。本年度もたくさんの皆様にお忙しい中、参加をいただきました。ありがとうございました。(H.T)